

## 【年度中途における国民健康保険資格喪失の場合】

令和8年度課税

## &lt; 算出条件 &gt;

昨年より国民健康保険へ加入していたが、今年の9月1日より国民健康保険の資格を喪失した場合。  
 加入者:A(45歳)／給与収入:2,000,000円(給与所得:1,320,000円)  
 (注意)給与収入2,000,000円を所得金額へ換算すると、1,320,000円となります。

## ● 軽減額の計算

所得金額より、7割・5割・2割軽減世帯の基準を満たさないため、軽減制度には該当しません。

## ● 医療分の計算

## &lt; 所得割 &gt;

$$(1,320,000 - 430,000) \times 7.01\% = 62,389 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

## &lt; 均等割 &gt;

$$23,200 \text{ 円}$$

## &lt; 平等割 &gt;

$$20,000 \text{ 円}$$

## &lt; 合計 &gt;

$$62,389 + 23,200 + 20,000 = 105,589 \text{ 円 (100円未満端数切捨)}$$

$$105,500 \text{ 円 (医療分)}$$

## ○ 月割計算

4月から8月までの5カ月分の税額を算出します。

$$105,500 \div 12 \times 5 = 43,958 \text{ (100円未満端数切捨)}$$

$$43,900 \text{ 円 (医療分)}$$

(注意)月割の判定にあたっては、月末時点における国民健康保険資格の有無により判定します。

## ● 後期高齢者支援金等課税分の計算

## &lt; 所得割 &gt;

$$(1,320,000 - 430,000) \times 2.30\% = 20,470 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

## &lt; 均等割 &gt;

$$9,600 \text{ 円}$$

## &lt; 合計 &gt;

$$20,470 + 9,600 = 30,070 \text{ 円 (100円未満端数切捨)}$$

$$30,000 \text{ 円 (後期高齢者支援金等課税分)}$$

## ○ 月割計算

4月から8月までの5カ月分の税額を算出します。

$$30,000 \div 12 \times 5 = 12,500 \text{ (100円未満端数切捨)}$$

$$12,500 \text{ 円 (後期高齢者支援金等課税分)}$$

(注意)月割の判定にあたっては、月末時点における国民健康保険資格の有無により判定します。

## ● 介護納付金課税分の計算

## &lt; 所得割 &gt;

$$(1,320,000 - 430,000) \times 1.83\% = 16,287 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

## &lt; 均等割 &gt;

$$16,400 \text{ 円}$$

## ★年度途中喪失

< 合計 >

$$16,287 + 16,400 = 32,687 \text{ 円 (100円未満端数切捨)}$$
$$32,600 \text{ 円 (介護納付金課税分)}$$

○ 月割計算

4月から8月までの5カ月分の税額を算出します。

$$32,600 \div 12 \times 5 = 13,583 \text{ (100円未満端数切捨)}$$
$$13,500 \text{ 円 (介護納付金課税分)}$$

(注意)月割の判定にあたっては、月末時点における国民健康保険資格の有無により判定します。

### ● 子ども・子育て支援納付金課税分の計算

< 所得割 >

$$(1,320,000 - 430,000) \times 0.24\% = 2,136 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

< 均等割 >

$$1,700 \text{ 円}$$

< 18歳以上均等割 >

$$100 \text{ 円}$$

< 合計 >

$$2,136 + 1,700 + 100 = 3,936 \text{ 円 (100円未満端数切捨)}$$
$$3,900 \text{ 円 (子ども・子育て支援納付金課税分)}$$

○ 月割計算

4月から8月までの5カ月分の税額を算出します。

$$3,900 \div 12 \times 5 = 1,625 \text{ (100円未満端数切捨)}$$
$$1,600 \text{ 円 (子ども・子育て支援納付金課税分)}$$

(注意)月割の判定にあたっては、月末時点における国民健康保険資格の有無により判定します。

### ● 国民健康保険税額

$$43,900 + 12,500 + 13,500 + 1,600 = \underline{71,500 \text{ 円}}$$